

Title	経済学より観たる結婚問題
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.525(177)- 544(196)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に於て大多數を多て否決せられたるが、此案の提出せられたる際に於ける保守黨の態度は最も興味あるものなり、當時大藏總裁なりし「ゴツシエン」氏は斯る法案は大學代表制度の廢止を招くものにして之が廢止は我國の貴重なる代議士を選出せる選舉區廢止を意味するものなれば此に賛する能はずと論せり。

一九〇六年に至り、始めて大學代表制度の廢止を企圖する政府案「カムベル、バンナマン」内閣の「ハーコート」氏により提出せられたるが、是れ一八九二年の案に倣へるもの、其目的は大學投票者たるを否とを問はず一議員選出區以上に亘りて其選舉權を行使せざらしめんとするもの也、在野黨首領「バルフリアー」氏極力之に反對し斯かる法案は大學をして議席を失はしむるものなりとし「ケープ」氏は委員會に於て一の修正案を提出し此法案中よりして、大學選舉權者を除外せんとし「斯る新制度は我選舉制度中、教育

を以て資格とせる唯一の制度を失はしむるもの也」とて之が存置の必要を論じ、又牛津大學選出議員「アンソン」氏は「大學代表制度の我國民主政治の一變態なるは余輩之を知ると雖も、由來英國憲法は變態に充ち滿つにあらず」やと唱へ「グラスゴー」「アバディン」大學選出議員「クレイク」氏は蘇國にありては大學選出議員は各自教育、高等職業の利害を代表せるの自覺を有せりと述べ、倫敦大學選出議員「マグヌス」氏は倫敦大學にては卒業生の「パチエラー、オブ、アーツ」たるを「マスター、オブ、アーツ」たるを問はず、單に僅かに一年五志の年金又は一磅の一時金により選舉權を得るもの最も民主的の制度なりと自讃し「バルフリアー」氏は大學代表制度たるや過去に於ても將た現今にありても圓滑且良好に行はれつゝありと絶叫したるも遂に、三四七票對九二票を以て可決せられ上院に送附せられたり。

經濟學より觀たる結婚

問題

高城 仙次郎

余は本篇に於て人生の一大問題なる結婚を經濟學の立脚地より論せんと欲す。抑も夫婦は法律、習慣に従ひ同棲せる男女なるが、其同棲の第一階梯たる結婚は經濟學より之を觀れば其當事者の經濟行爲にして、従つて男子の結婚と女子の結婚とは自ら其目的及び現象を異にす。故に余は男子の結婚、其年齢、女子の結婚、其年齢等をば項を分かちて之を討究せん。

第一、男子の結婚

男子の結婚行爲は冷靜に之を考究すれば或る欲望を滿たさんが爲、一女子を占有なさんとするものなること、猶ほ防寒の用に供せんが爲、衣服を購入せんとすに類す。男子の其配偶者に對する所有權は時、場所によりて一定ならず。

上院にありては第二讀會に於て「オールドウキン」卿は帝に大學代表制度を辯護したるのみならず新興の「マンチエスター」「リード」の諸大學にも選出權を與ふべしと修正案を提出し「ランズダウン」卿又大學代表制度の存置の必要を説き、一四三票對四三票の大多數を以て一九〇六年の法案を否決し了れり。斯くして上院の權限にして制限せられざる以上自由黨政府如何に焦慮努力するも、複數投票廢止の企圖の無効に歸すべきこと明かとなれり、されど、一九一〇年に於ける二回の總選舉の結果上院の權限制限實現せらるゝ有様なれば昨年十二月を以て成立せる新議會後半の議事は一八九二年の改正法案の討議に費さるべきや疑を容れず。(終)

太古に在りては男子の妻女に對する權利殆んど無限にして、毆打、殺傷、贈與、賣却、質入等の權利普通財貨の所有權と異ならざりしが如し。然れども人智の進むに従ひ此權利は漸次縮少せられ、未開國民を除きては、最早昔日の如く大ならず。加之、女子の其配偶者に對する權利増加し、先進國、殊に、米國に於ては夫婦間の相互權利義務左程逕庭なきに至れり。

如斯、男子の其配偶者に對する所有權低減し、今日文明國に在りては夫は妻を隨意に毆打、殺傷し又は他人に之を贈與、賣却、質入等をなすことを得ず、従つて此權利は普通財貨、例へば衣服の如きもの、所有權と大に異なれり。然れども妻の供給する便益を享受するの權利は昔も今も甚だしく變りたる所なし。妻を家屋に比すれば、太古に在りては男子は家主にして、今は借家人なり。往時野蠻時代には男子妻女を娶りたるときは之を讓受けたるも、今は之を借受る

に過ぎずして、其差昔の奴隸と今の年期奉公人との間の差の如し。

男子の妻女に對する所有權の減少せるは前に略述せるが如し。然れども男子の妻女に對する權利は妻女以外の男女に對する權利よりも猶ほ大也、従つて其權利より生ずる享樂も亦多く、之と同比例に其享樂に對する失費も他種の享樂に對する失費よりも概して大なり。學術の進歩と人智の發達の結果、男女の關係は漸次變更するやも測られざれど、現今の社會に在りては、男子一定の年齢に達せば、妻女は一種の必需品となるは、猶ほ夜間燈火を要するが如し。然り、而して、男子の必需品なる妻女の原料たる妙齡の婦人の供給に限りあるを以て、妻女たり得る資格を有する婦人は經濟學者の所謂自由財にあらずして、限界効用を有せる享樂財なり。今人ありて一ヶ月五十圓の家賃を拂ひ、一家屋を借入れたりとせんか、是れ一ヶ月間に其家屋の供給する

便益の價值を五十圓以上に見積りたるが故なり

之と同じく、男子の妻を娶るは、其男子が妻の與ふる便益の價值を結婚より生ずる各種の損失よりも大なりと推定したるが爲なり。余は是れより進んで先づ結婚に依りて男子が満たさんとする欲望を擧げ、次に其れより因りて生ずる損失に論及せんと欲す。

結婚に依りて満たさんとする男子の欲望は人智發達の程度、習慣、國體、個人の知識、學力、經驗を異にするに従ひ多少相違あるは茲に論ずるを要せざる所なるが、其欲望の重要なものを擧ぐれば大略左の如くならん。

- 一、性欲
- 二、自家永存の希望
- 三、勞力の増加
- 四、節儉
- 五、虚榮心
- 六、野心

七、道德上の原因

八、習慣

一、性欲 自家永存は生物界の大法にして生物界の一部なる人類も亦此法則の下に生存するものなり。形體の發達比較的幼稚なる單生動物及び植物には機械的の再生作用に依り同種永存を全ふるもの多けれど、高等群生動物間に在りては再生作用に性欲本能の附隨するを通則となし、性欲の發動は雌雄の同棲を促がし、雌雄の同棲は種族の繁殖を醸し、以て各々再生作用を全らし、且つ其種族永存を遂ぐるものなり。之と同じく、至高動物たる人類も亦此法則に従ひ、男女共或る一定の年齢に達せば性欲を有するに至るものなるが、其年齢は男子に在りては熱帶地方に於て十二三才より十五乃至十七八才を以て通則し、溫帶地方に於ては、男子の生殖器は普通十五才頃より十八九才の間に漸次完成し性欲の發達も是れに伴ふものなり。されど時と

しては他の欲望、例へば、勉學、運動、競技等の欲望の爲、一時不問に附せられ、數年後に至りて、體格も成熟し、其他の欲望も減退したるとき俄然其存在を認めらるゝこと多し。此欲望即ち性欲の充足を得ることは或る個人に取りては絶對的必要ならざるは勿論、時としては全く不必要と看做すことを得るは釋迦、基督、カント、アダム、スミス、ミル、スペンサー等の大哲、大學者が一生涯若しくは殆んど全生涯獨身生活をなしたるを見ても明かなり。然れども此等は例外なり。人類の大多數は釋迦、基督たる能はざれば、絶對的に性欲を抑制し得るもの少からん。

性欲の發生期は二十才前後なることは前述の如くなるが、其の強弱は一定したるものに在らずして、往々其欲望甚だしきものあると同時に比較的制欲に困難を感ぜざるものあり。又時としては性欲薄弱にして平素其存在に心付かざるも

の無しとせず。而して性欲の強弱を左右するもの一にして足らずと雖も、左記の原因は其重なるものならん。

- 一、健康
- 二、生殖器發達の程度
- 三、教育
- 四、周囲の感化
- 五、職業
- 六、習慣
- 七、他の欲望、趣味

普通健全なる體格を有するものは性欲旺盛にして虚弱者は之に反して其欲望強からず。生殖器の充分に發達せるものは性欲強く、其發達不完全なるか、或は不具なれば、情欲弱きを通則とす。教育の有るものは無きものよりも其欲望薄く、淫風盛なる土地に住むものは情欲の發動少からざる可く、婦人に多く接せざるを得ざる職業を有するものは情欲強く、然らざるものは弱

一、私通

からん。日常の習慣も亦其發達を助勢することあり。例へば所謂自然小説の愛讀、春畫の愛玩卑猥なる活動寫眞若しくは演劇の觀覽等は年少者には甚だ危険なるものなり。又情欲弱きにあらざれども、他に強き娛樂欲望、例へば碁、將棋、狩獵等に耽けるか若しくは自己の職務に熱中して他を顧みるに遑なきものは情欲の發現を認むるの機會少なるべし。

如斯、性欲の發現期に多少の遲速あり、其強弱に相違あれども、大多數の成年の男子は皆多少の性欲を有するものなるが故、各之に對する處置をなさざるべからず。第一に誰にても採る處置は意識的の制欲なり。然れども永遠に絶對的に性欲を抑制し得るものは曉天の星の如くにして、早晚或る方策を以て之を満足させんとするは多數の望む所なり。其方法の重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 二、購姪
- 三、結婚

私通は社會の制裁の爲意識的に之を情欲満足の一方法と認むるもの多からず。購姪に至りては傳染病の危険あると不經濟なるにより、姑息の方法として用ゐらるゝのみなり。然れども之れに反して結婚は社會の是認獎勵する所にして且つ之に依り情欲以外の欲望をも満たし得るを以て情欲満足の最上策として認めらるゝものなり。

二、自家永存の希望 人類一般に自家永存の欲望を有するや否やは疑問に屬すれど、戰國時代若しくは封建の如き軍國組織の下に住める者は可成的多くの男兒を得んことを望めるは歴史上の事實なり。我國に於ても夫婦間に子の無きを其家庭の最大不幸とし、維新前には夫婦間に子無き時は其原因の孰れに在るを問はず、夫は妻を離別するの權利を有したるは人の知る所なり

又身を軍藉に置かざるも農業等に從事せるものにして安價の勞力を得んが爲、子福ならんと欲したるものあり。今も猶ほ米國の内地等の如き農業の盛なる處にては農夫は子の多きを喜ぶ風あるが如し。然れども概して云へば各國一般に生活の程度高まりたる今日に於て如何なる理由あるにもせよ、往時の如く子を設けんとする希望大ならず。唯因習の久しき其欲望の根抵意外に強固にして侮どる可ざる勢力を有す。殊に我國に於ては現今猶ほ家名相續問題に腐心する者頗る多し。且つ多少の資産を有するものは死後之を全く他人に遺贈することを好まずして、自己の肉身に之を傳へんと欲するもの多し。家名若しくは家督相續人の養子を以て之に充つることを得れど、養子は到底被相續人の自家永存の欲望を満たすと能はざれば、出來得る限り實子を得んと試むるなり。而して實子は結婚に依りて設くるを通則とし、若し不成功に終りた

るときは我國の人々の如く妾を蓄へて其希望を満たさんとし、是れにして猶ほ功を奏せざるときは始めて養子策に訴ふるものあり。されば一般に子に對する欲望著しく減退せしも猶ほ或る一部の人々殊に我同胞間には其欲望左程衰へざるを見るなり。其欲望を正式に満たし得るものは妻帯なれば、自家永存の欲望も亦た結婚動機の一原因たるを失はず。三、勞力の増加 世には妻を娶りて自己の勞力の足らざるを補足せんと欲するものあり。其追加勞力の用途は左の如く大別して二となすことを得べし。

a. 家事

b. 補助勞働

a. 家事 自己の勤勞より生ずる所得を以て家計を立つるに充分なるも、家内の雜務に從事する時間、能力若しくは趣味を有せざるを以て、妻を娶りて之に家事を託せんと欲するもの多し。而

して其目的單に自己の爲耳己なると自己並に其弟妹、老父母の如き被保護者の爲なるものと二あり。單に自己の便宜の爲に妻を迎ふるは、炊事、掃除、裁縫其他の雜事を委託せんとすものにて、自己並に被保護者の便益の爲に妻帯すは炊事等以外に弟妹の養育、老父母の保護を委ねんが爲なり。此勞役の爲に普通、下婢を雇ひて夫れに充つるもの少なきは、月給僅かに二三圓を要求する下女を使用しては到底満足なる結果を得ること能はず。若し適當なる技能と人格を有せるものを雇傭せんとせば、勢ひ高給を支拂はざるべからざるが故、反つて妻を娶る方得策となるなり。

b. 補助勞働 家事の雜務を委託する以外に業務の助手を得んが爲に結婚をなす者あり。而して補助勞力の用途に二あり。一は協力を要する場合、他は事業の發展上勞力の増加を要する場合即ち是れなり。概して此種の補助勞力を望むも

のは小規模の企業を經營せるものなり。例へば寡獨の農夫は耕耘、種蒔、植更、收穫、運搬等に助手を要し、製造業者は原料の準備、機械の運轉、既成品の整理等に補助を望み、店主は商品の買入、店番等に助力を得んと欲するが如し要するに勞力の増加を獲得せんが爲め妻を娶らんと欲するものは社會の下級者なれど、社會の最大部分は下級者を以て構成するものなれば、此結婚動機も亦重要なるものと謂つべし。四、節儉 獨身生活は世帯生活よりも不經濟なりとし、妻帯を企圖するものなきにしも非ず。同一生活程度を繼續せば、一個人の衣食住費は二個人の衣食住費よりも少額なるは喋々するを要せざる所なるも、青年の獨身生活には夫れに附隨する娯樂費、交際費等の冗費多けれども、妻帯せば此等の衣食住費以外の支出を省き、是れに依りて節約したる金額を以て妻帯に因りて生ずる衣食住費の増加額を償ふに餘りあることな

しとせず。然れどもこれは單に一面の眞理にして斯かる薄弱なる理由を以て結婚を遂行なすは智者の爲す所に非ず。如何となれば、妻帯を決行したる曉には家族の繁殖を豫期するの要あり。家族の増殖は衛生費の増加、養育費等の新負擔を醸すを忘るべからず。

遮莫、假令謬見なるにもせよ、生活費節減の爲結婚を奨励し、又は夫れを計畫するものあるとせば、是れも亦た結婚の動機の一に數へざるを得ず。

五、虚榮心 世には自家の資産の大なるを誇り其家計の豊かなるを衒はんが爲、妻を迎ふるものなしとせず。又資産大ならず、家計豊かならざるも、自家の信用の爲か若しくは虚榮心に驅られ、盛大なる合衾式を舉行するものあり。此等の輩は資産家か若しくは世人に資産家と思惟されんと欲するものにして、其數多からねど彼等の行爲の下層社會に及ぼす影響の恐るべきも

のあるを思はゞ此結婚原因も不問に附する能はざる也。

六、野心 多少の手腕世才を有するものにて權門若しくは富豪を外戚に持たんことを希ふものあり。時としては夫れが爲自己の生家と絶縁し其家名を放棄し入婿となるを厭はざるものあり彼等の結婚の主眼となす所は情欲の満足に非ず自家永存の目的にもあらず、將又自己の富力を衒はんとする虚榮心の満足にも非ず。唯自家の奮闘を好まずして、其配偶者の家名、權威、富力等を利用して自己の立身出世を助勢し、或は夫れに依りて安逸を貪らんと欲するものなり。其中には時として互に情交を温かにせる婦人其生家の唯一の家督相續人なるを以て、他に共に階老の契りを結ぶ方法なきを以て、己むを得ず其婦人の生家に入婿となる者なきにしも在らざれども、これは例外にして、入婿の理由は多く前に述べたる如し。入婿は後進國の風習にして歐

米の先進國には稀に夫れに類似せるものを見る耳已なり。我國に於ては、此風習猶ほ依然として存すれど、人智の發達するに従ひ漸次消滅するならん。

七、道徳上の原因 結婚の原因にして道徳問題に關係を及ぼすもの、中にて重なるものは左の二件ならん。

a. 私通の結果
b. 博愛心

a. 私通の結果 男子他家の女子と野合し、其結果情婦の妊娠を醸したるとき、情婦の親戚若しくは自己の親友の壓迫又は勸告、注意に因り、或は自ら進んで、情婦及び胎兒の將來を慮り、結婚を斷行するものあり。又妊娠を來たすの不幸なきも、情婦の親族の憤怒激烈なるが爲其結果を恐れて正式に婚禮を行ふものあり。

b. 博愛心 此澆季の世に當りて博愛心の爲妻女を娶るもの多からざるは贅するを要せざれども

時としては黄金萬能の米國に於てすら間々博愛心の爲結婚をなすものなきにしも非ず。相當の收入を有し良妻を求めつゝある紳士、目前可憐の一婦人が貧困、不具、老父母の保護若しくは其他涙ある者の同情を惹くに足る事情よりして婚嫁の望少なきを見て義侠心を起し其婦人を娶り其の不遇を慰藉し、其負擔を輕からしめんと欲するものあり。又婚約をなせるにはあらざるも、自己を戀ひ慕ふの餘り自己と一生涯苦樂を共になすこと能はざれば寧ろ終身處女生活を試みんと決心せる婦人あるを知り、此女に斷腸の思ひを爲さしめ、厭世の精神を抱かしてまでも自己の愛する他の婦人と合衾の式を擧ぐる程利己心に富まざるを以て此可憐の婦人を娶るものなしとせず。

八、習慣 習慣の勢力の偉大なるは茲に喋々するを要せざる所にして、人の帽子を冠るを見て自分も之を眞似、旅行先にて、衷心自己の愛

せざるもの、爲にも土産品を購買し、親の死去に當りて無益とは知りつゝ、家計の許す限り盛大なる葬儀を催す等、皆是れ習慣の權威に服従若しくは盲従するものに非ずして何ぞや。結婚の動機人毎に多少之を異にせんも、男子或は一定の年限に達せば、不具、禁錮其他已むを得ざるの理由あるに非ざれば迎妻すべきものなりとは孰れの國を問はず、上下を通じて信ずる所なり我國の如きに於ては、負債、貧困、係累、其他妻帶上不都合を醸し得べき事情をも之を結婚の大障碍物と看做さざるもの多し。獨身生活の利害得失は偕て置き、生活程度の高上せる爲比較的此習慣の權威衰へたる先進國に於てすら、猶ほ無妻主義に無條件の裏書をなすことを躊躇するもの多し。況んや他の後進國、殊に東洋諸國に於てをや。況して一家を以て社會の單位とせる封建時代の制度今猶ほ殘存せる我國の如きに至りては、相當の年齢に達せる男子の無妻主義を

實行するは、社會の誤解を招き易く、且つ親友の忠言黙し難く、親族の壓迫避くるに術なく、遂には兜を習慣の陣前に脱ぐもの少しとせざる也。以上八件以外に結婚の動機となるもの尠しとせずと雖も、要するに主として前掲の事情が動機となりて、妻帶の欲望生じ、其欲望を満たさん爲相當の候補者を選択するの要生ず。されど其候補者も亦余が第三項に於て論せんとする種々の動機の爲婚嫁の欲望を有する婦人に限れり。而して前に述べたるが如く、結婚の希望を有せる婦人は數に限り在るを以て、水、空氣の如き自由財に非ずして、限界功用を有する一種の享樂財なり。余輩は是れより進んで、男子が如何なる場合に如何なる方法を用ひて此享樂財を獲得するやを攻究せんと欲す。

抑も享樂財に消耗品と使用品との二種あるは茲に論ずるの要なきが、妻は其後者、即ち使用享樂財なり。而して使用享樂財は其使用者の失費

の種類に據り普通左の如く分類することを得べし。

- 一、維持費のみを要する物
 - 二、購入費のみを要する物
 - 三、購入費並に維持費を要する物
- 維持費のみを要する使用享樂財は無償にて他より貰ひし、犬猫の類なり。購入費のみを要する使用享樂財は破損の虞少なき骨董品の如きものにして、購入費並に維持費を要するものは有償にて譲り受けたる犬猫類前に家屋、牛馬、下駄靴、衣服其他多くの使用享樂財是れなり。然れども結婚當事者の候補者なる婦人は結婚の希望を有する男子より看れば單に一種の使用享樂財たると、同時に、自身其財の所有者なれば、他の家屋、牛馬等普通の使用享樂財の如き單純なるものに非ずして、之を獲得する手段場合も亦た複雑せるが、大略左の如く之を大別することを得ん。

- 一、購入費並に維持費を要する場合
- 二、維持費のみを要する場合
- 三、購入費のみを要する場合
- 四、購入費並に維持費を要せざる場合
- 五、維持費を要するものに對する補償ある場合
- 六、補償金ありて且つ維持費を要せざる場合
- 七、入婿の場合
 - a. 結納
 - 一、購入費並に維持費を要する場合 茲に購入費と稱するは結婚費にして左の二件を含む。
 - a. 結納
 - b. 合衾式費
 - a. 結納 現今我國に於て結納と稱する者は昔時花婿が花嫁の父兄に交附せし花嫁の代償の遺物なり。花嫁の供給が花嫁の需要を満たすに足らざるときは其限界功用高騰し、花婿は入手せんと欲する花嫁に對する欲望併に自己の富力等に

應じて若干の代償を支拂ひたり。封建時代に諸侯が臣下若しくは自己より分限低き他の諸侯より妻を娶りたる際其代償として、金錢若しくは知行を與へたとあり。維新後に流行せし藝娼妓の落藉に費せる諸費も是れ亦た一種の迎妻の代償なり。或る米國人曾つて四萬圓を投じて京都の藝妓を落藉して妻となせりと聞く。此妻の購入費は即ち四萬圓なりしなり。而して此購入費の大小を左右する者は大略左の八條件なり。

- 一、結婚希望の男子の數
- 二、其希望の程度
- 三、或婦人に對する或男子が有する欲望の程度
- 四、其男子の富力
- 五、結婚希望の女子の數
- 六、其希望の程度
- 七、或男子に對する或女子若しくは其女子の保護者が有する欲望の程度

八、其保護者の富力

一より四迄多きか若しくは高かければ妻女に對する代償高く、少なきか若しくは低くければ代償も亦た從つて低し。是れに反して五より八迄多きか若しくは高かければ、代償低く、少なきか若しくは低ければ、代償高し。昔時流行せし妻女代償支拂の風習漸次消滅し、今は單に儀式的に結納として存するは、一より四に至る條件が五より八に至る條件に比して減退したるが故なり

b. 合衾式費 貴賤貧富を問はず、合衾式を舉行するに際し各自其分限收入等に應じ多少の失費を負擔せざるべからず。此負擔は當事者兩家に掛るものなれど、花婿の分擔の方重きを常とす此失費の項目、時と場所を異にするに従ひ一定せずと雖も、我國にありては左に掲ぐるものを以て其重なるものとす。

- 一、禮服費
- 二、祝宴費

三、披露式費

四、媒妁人の謝禮

五、祝品に對する應報費

以上吾人は妻女の購入費を論せしが、普通、購入費よりも維持費を多く要するものにして、維持費に

- a. 經常費と
- b. 臨時費

の二あり。

a. 經常費を復た分ちて、生活費と交際費となす普通一夫婦の生活費は獨身男子の生活費の二倍を要せざるも、多少の増額を要するは事實なり妻帯より生ずる家族の増加も其一家の生活費を高上せしむるものなれば、是れも亦妻女の維持費の一部として算入するを要す。且つ妻帯の爲外戚なる新關係生じ、其新關係は朋友知己の増加を醸し、從つて、交際費の嵩むは必然の數なり。携妻の爲め獨身時代の浪費の一部は之を節

約し得んも、之を以て迎妻の爲に高騰したる交際費を償ふに足るや疑はし。

b. 臨時費の重なるものを衛生費と出産費となす結婚期に達せる婦人は其生涯中最大危険の時代にあるものにして、動もすれば健康を害し醫師の助力を受けざるべからざるの虞れあり。特に新婚婦人は無智、不注意よりして、各種の婦人病に罹り、其良人の經濟的負擔となるもの尠からず。

出産費も亦た妻帯上の臨時費の重なるものにして、安産の場合は其諸費比較的少額なれど、不幸にして、難産にて母子の肥立悪しき際は夫れに對する失費少からざるなり。

二、維持費のみを要する場合 無償して犬猫、草木を獲得するも其維持費は獲得者の負擔となすを常とす。妻女も亦然り。前に論せし如く、昔時妻女の獲得には購入費並に維持費を要したれど、今は普通其維持費のみを要するを常とし、購

入費を要すること稀なり。結納なるものあれど、それは名義上存するものにして、花嫁の限界効用の減退したる今日に在りては、其額大ならず。加之、花嫁の實家より夫れに對する應償を贈るを常となす故、事實上購入費を全く要せざるもの尠からず。此費用の多少存するや又は皆無なるやは前段に論せし如く、花婿に對する花嫁の効用と、花嫁に對する花婿の効用の比例並に土地の習慣等にて定まるものなり。

斯くの如く普通妻女の購入費は僅少なるか又は皆無なるも、維持費は妻帯者の負擔となすを原則とす。此維持費は結婚に關する最大なる男子の負擔にして、此重擔なるにも係はらず男子の大多數が遂には妻帯を執行するは其重擔を自覺せざるか、若しくは、結婚に依りて滿たし得る自己の欲望の價值、夫れに因りて生ずる失費よりも大なりと思惟したるが故なり。

三、購入費のみを要する場合 中流以下の結婚

に妻女の購入費のみを要して多額の維持費を要せざるもの尠からず。例へば結婚期に達し妻女たるの資格を備へたる婦人、其父母の生活費の一部若しくは全部を補助しつゝありとせば、此婦人を娶らんと欲する者は其父母に多少の代償を與へざるべからず。時としては、其代償を一時拂とせずして、毎年若しくは毎月一定の補助金を贈與することあり。又時としては、其父母を呼び寄せ、其の生活費を負擔することあり要するに妻帯に附隨する此特種の失費が如何なる方法を以て支拂はるゝにもせよ、是れ均しく妻女に對する代償なり。如斯其購入費を要するも、其維持費を要せざる場合あり。結婚の際嫁の後妻女は夫の營業の補助をなし又は職業の助手となるか若しくは獨立に營業に従事し或は他に其勤勞を賣りて家計を助くる契約を結ぶものあり。又斯かる契約なきも結婚後夫れを實行するものあり。妻女が家事の雜務に従事する以

外に其勤勞を利用して夫の收入を増加するもの先進國には比較的少數なれど、後進國には頗る多し。我國に於ては夫婦共稼は下等社會の常態にして、夫が單獨にて其家計を支ふるは稀に見る所なり。近時中流社會にても、高等共稼なるものありて、配偶者ある婦人にして相當の報酬を得て教鞭を執り居る者尠からず。

四、購入費並に維持費を要せざる場合 妻を娶るに當りて代償を要せざるのみならず、結婚後其維持費を要せざる原因の種類多けれど、左の三件は其重なるものならん。

- a. 自身豊ならざる者が資産家を外戚に持つとき
- b. 妻の候補者其結婚に因りて父母の家計に何等の影響を及ぼさず、且つ共稼を肯ずるとき
- c. 妻の候補者何等の係累を有せず、且つ共稼を肯ずるとき

(a.) 普通、財産家より妻を娶る時は何等の代償を要せず。結納の交換あれど、花婿は其交換に依りて多少の利益を得ることあり。且つ高價の嫁入道具は合衾式費を償ふて餘りあること多し。亦花婿自身多少の資産を有するときは自己の體面上妻の維持費を外戚より之を仰ぐことを得ざれども、然らざるときは、其一部若しくは全部の支給を受くることあり。富豪が其愛嬢を自家より生活の程度低き家庭に之れを嫁するに際し、其維持費を支出するは、愛子をして結婚後以前と同等の生活程度を繼續せしめんと欲するか、若しくは虚榮心に驅られて、或流行兒に娘を賣せんと欲し、其流行兒に對する娘の効用を高めんが爲めなり。

(b.) 妻の父母有福ならざるも、其の家に在ると否とは父母に取りては、何等の經濟上の影響を感ぜざることあり。又時として、一婦人ありて既に結婚期を過ぎたるか、或は過ぎんとしつ

つある際其父母は狼狽して蒼皇之を他家に嫁せんとし、従つて代償を欲せざるのみならず、反つて比較的劣等の男子になりと之を嫁し得るを望外の幸福となすことあり。又婦人にして再婚、三婚等を望むものも普通、代償を期待すること能はざるなり。斯かる婦人其結婚後夫婦共稼を厭はざる時は、之を娶りたるものは其妻女の購入費並に維持費を要せざるなり。

(c.) 妻の候者補たるもの孤獨にして、何等の係累を有せず現に自營の道を講じつゝあるもの結婚後も猶ほ生活費を自給するか又は夫の助手となることを肯んずるときも亦然り。妻にして何等の係累者なきときは夫れが代償の領收者たり又は請求者たるものなし。

五、維持費を要するものに對する補償ある場合 妻の維持費の全部を負擔するも、所謂持參金あるときは其額にして僅少ならざれば、時としては維持費を償ひ得ることなきにしも非ず。假

令ば、妻帯に因りて生ずる諸費の増加額毎年平均百圓とせんか、若し二千圓の持參金あれば、利子を五分として其利子一年に百圓なれば、妻の維持費の全部を償ふことを得るなり。維持費の金額の如何程に達するを問はず、利子を以て之を償ひ得る丈の持參金あらば事實上妻の維持費を要せざるなり。又持參金にして此以上の額なれば、夫は結婚に依りて多少の利潤を得ん。要するに斯くの如く維持費の代償たる持參金授受の行はるゝは、妻の候補者若しくは其父母に對する夫の候補者の効用が後者に對する前者の効用よりも比較的高くして此効用を平均ならしめんが爲め、効用の低きものを提供するもの、即ち妻の候補者の父母が多少の財貨を之が身體に添附するに外ならず。是れ往時諸侯が其落胤に金錢を添へて臣下若しくは農民等に與へたる例と其事の輕重及び性質に於て異なる所あれども、其事理に於ては變る所なし。

六、補償金ありて維持費を要せざる場合 持參金あるのみならず妻の實家より妻の維持費に相當する金額を定時之を支給することあり。此種の妻を娶る者は結婚に因りて何等の失費を蒙らざるのみならず、之に依りて自己の収入を増加することを得るものとす。此種類の結婚は妻の實家有福にして、且つ容姿、教育、性質、人格等に多少缺點あるか若しくは優秀の點少きを以て、男子に對する其婦人の効用低く、而して花婿たる者前途有望の才子と知られ、普通の女子又は其父母に對する之が効用高く、且つ其男子が富裕ならざる爲め之に對する財貨の限界効用高き場合に多く成立するものなり。

七、入婿の場合 入婿は一種の變則結婚なり。前述の如く自己の戀愛せる婦人が其實家の家督相續人なる故、入婿以外に他に此婦人と結婚する方法なき場合を除く外は、男子が自己の家名を放棄し、他家の家督相續人となるは、自己が

自ら妻を娶り、獨立の生計を立て、得る満足よりも、自己の勤勞の全部を妻の實家に之を提供し、其一員となりて生活し、以て得る満足の方大なりと測定し、若しくは他人より然りと説服せられたるが故に入婿を迎ふる家が門閥家にあらずんば財産家なるは之が故なり。賤民間にも入婿なる者なきにあらざれども、婿を入るゝ家、婿となる者より比較的多くの財貨を有するか、又は其配偶者となるべき婦人が美貌若しくは優逸の性質を備へたる爲婿に對する之が効用高き場合に限り。若し入婿をなさんと欲する家賤しく、其配偶者となるべき者が異性に對する効用低ければ、入婿となりて妻の維持費のみならず、其父母及び其他の係累者の生活費の負擔を甘じて受くるもの少からん。之を要するに入婿となる者は其妻の代償併に維持費を負擔せずして、反つて自己の勞力を養家に貸し付け其代償として自己の生活費の支給を養家より受くるなり。

以上吾人は并々の原因により結婚欲を有せる男子が其欲望を満たすに當りて蒙る有形の失費并に或る小數の場合に於ける利益の一般を論じたり。然れども吾人は同時に無形の失費あることを忘却すべからず。此無形の失費中にて重なるものは左の五件ならん。

- 一、行爲の自由の拘束
- 二、職業の自由の拘束
- 三、住居の自由の拘束
- 四、外戚との衝突
- 五、係累の増加

一、行爲の自由の拘束 貴賤老若を問はず、人は皆各、自己の屬する社會の習慣、風俗を遵守するの要ありて、絶對的に行爲の自由を有せず自己の意志に従ひ、習慣を無視したる行爲を恣にせんか、忽社會の排斥を蒙り、自己の欲望を抑制するよりは猶ほ一層多くの不便を感じるに至らん。然れども、獨身者は其範圍内に於て比較的妻帶者よりも行爲の自由を多く享有せり。獨

身者は自己の職務に忠實にして、人格問題を惹起する行爲なき限りは起居、飲食、朋友との往來等に關し父母の忠告等を除きては、之に干渉するものなしと雖も、妻帶者は此等の雜事に關し時々妻の意見を聴き又は其の干渉を甘受するの要を生ず。如何なる點迄妻の忠告勸告を容るゝの必要あるかは、當事者兩人の常識、性格等に依りて同じからざれど、衝突不和を避けん爲、常に夫の方より多少の讓歩、妥協するの要あるは數の免れざる所なり。

二、職業の自由の拘束 獨身者は自己の判斷にて最も自身に適すると信ずる職業に従事し若しくは轉業することを得るも、妻帶者は此自由を絶對的に享有することを得ず。職業には海運、鐵道、鑛山、陸海軍に於ける如く危険分子を多く含めるものあり。又癩泄物収集、貸座敷、相場等名聲の宜しからざるものあり。妻帶者にして若し現業を捨て此等の危険なる若しくは餘り

名聲の宜しからざる職業に轉せんと欲するとき一身の幸福を自己に委ねたる妻の意見を多少斟酌するの要あり。又時としては其の強力の反對を受くるの虞なしとせず。

三、住居の自由の拘束 帝國憲法は帝國臣民に轉居の自由を保證せるも、此權利を絶對的に行使し得るものは蓋し獨身者のみならん。無妻者が自己の好む處に住居し得るも、妻帶者は住所に關し多少妻の便宜、意見等を斟酌するの要あり。特に家族を有するものは、兒童の感化、其通學の便不便等を顧慮する必要ありて、時には自己の便宜、趣味、愉快等を之が犠牲に供せざるを得ざることを生ず。

四、外戚との衝突 妻の父母、兄弟、姉妹等にして同地方に住居するときは利害感情の衝突よりして不愉快を忍ぶるべからざることを生ずる虞あり。此衝突は自己と外戚間のみならず、自己の親戚と外戚間に起ることあるを豫期せざる

べからず。是れに因りて生ずる苦痛、煩悶は獨身者の曾て経験したることなき所にして、男子が妻帶の欲望を満たすに際し支拂ふ代償の一部なり。亦妻と自己の父母、兄弟、姉妹との衝突より生ずる不愉快も同種類のものなり。

五、係累の増加 妻の實家に不意の災禍ありて逆遇に陥りたるものあるとき、之を傍觀すること能はざるは言ふを俟ずして、間接、直接に其者を救護、補助することを要し、其れが爲め多少の失費を來すのみならず、大に心神を勞することあるを期待せざるべからず。

以上吾人は男子が結婚に依りて満たさんとする欲望の重なるものを論じ、次に結婚に因りて生ずる有形、無形の失費を略述したり。普通の男子は此等欲望の一若しくは數個を満たさんが爲配偶者を得んと欲するものなり。而して或る男子が或る一定の時に結婚を斷行するは自己が結婚に依りて満たさんと欲する二三若しくは四五

の欲望の充足の價值が自己の豫期せる、結婚に因りて生ずる有形、無形の失費の價值に超過すと思惟せるが故なり。其欲望多く且つ強きも其失費の多きこと分明ならんか、結婚を斷行するもの從つて勘からん。又其欲望多からず且つ薄弱なるも、豫期すべき失費皆無なるか或は僅少ならば、結婚を躊躇するもの多からざるべし。然れども欲望を感ずるは易々たるに反し。結婚に因りて生ずる有形、無形の失費を豫知豫測するは多少の教育、經驗を要するを以て普通、人は單に其一部分を覺知して夫れに對する豫算をなすのみにて、自己の有する結婚に依りて満たさんとする欲望の充足の價值と、結婚の醸す有形、無形の失費の價值を正確に比較秤定し得るもの殆んど無からん。此失費を豫測算定すること少き程夫れ丈結婚に對する躊躇少きなり。文明國よりも未開國に、有識者間よりも無教育者、愚民間に輕卒なる結婚をなし、善後策に窮する者多

きは之が爲なり。以下次號)

學界の消息

日 本

●佐野善作氏と博士號 商業政策論の大家なる佐野善作氏は我國の取引所史に關する論文を提出して去る七月下旬法學博士の學位を受領せられたり

●新渡戸博士の渡米 第一高等學校々長兼法科大學教授なる新渡戸博士は八月下旬東京出發渡米の途に就かれたり。同博士の渡米の動機は日米間の意志疏通の一機關として今回我國に來遊したる『インデペンデント』雜誌の持主ホルト氏の主唱に依りコロンビヤ大學の總長バトラー氏の幹施を以て成立したる兩國間の講師交換の第一着として政府の指令に依りて我學界を代表して米國の數箇大學に於て講演をせらるゝにあり來年は米國より一名の講師來りて講演を聞く

と云ふ新渡戸博士の米國滞在期の豫定は來年六月迄にて其間にブラウン、コロンビヤ、ジョン・ホプキンス、イリノイズ、ミネソタ及び他的一大學校都合六大學にて日本の地理、歴史、經濟事情、財政、日米關係、滿洲に於ける日本等の問題を各所に於て六週間一週二時間宛講演し且つ同時に少數の教授學生を集めてセミナーを開き意見の交換を試みらるゝ由又日米間教授交換事務を擔任せらるゝコロンビヤ大學總長バトラー氏は新渡戸博士が講演せらるゝ各大學の各大學の組織、教授及び學生の生活、教授學生間の關係等に附き仔細に觀察せられんことを希望し居らるゝと尙博士は前記定時の講演及びセミナー以外に講演地附近の他の學校及び各種の學會の請求に應じ我國民の生活文明等に關し演説することあるべしと云ふ

●慶應義塾の新米國教授 昨冬辭職して歸國せる慶應義塾大學部經濟學教授ビカース氏の後任